平成２１年（フ）第２７５号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1799番地
債務者　末安美津子（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目196番地　バリュージュシオンＢ棟201
債務者　川添　雄也
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
佐賀県鳥栖市前田町2266番地３　県営旭住宅Ａ421
債務者　古澤　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
佐賀県小城市芦刈町道免141番地２
債務者　筒井　広子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目１番40号
債務者　北野　紗江
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次151番地
債務者　猿渡　聖子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
佐賀県佐賀市開成１丁目５番304―23号
債務者　長尾　由香
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
佐賀県佐賀市大財２丁目８番16号
債務者　田中　馬三
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道357番地
債務者　中島　純子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
佐賀県佐賀市卸本町２番８号
債務者　小屋町恵子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８２号
富山市針原中町305番地　市営住宅４棟202号、前住所富山市平榎67番地
債務者　鍛　　伸一
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３９号
富山市今泉西部町12番地１　軽費老人ホームケアハウス城南110号
債務者　嶋津　英幸
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４９号
富山市中川原78番地81、前住所富山市二俣288番地１　アイディアルハイツＴＯＡ205号
債務者　山岸　　卓
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５９号
富山市西中野町１丁目13番26号
債務者　黒﨑　瑛子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６５号
富山市奥田町１番11号
債務者　駒見　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８８号
富山市向新庄町２丁目14番13―12号　ニュー杉田荘
債務者　良峯　義之
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９６号
富山市大町277番地７　宮内ビル３－Ａ
債務者　清水まどか
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
神奈川県横須賀市不入斗町２丁目11番１号
債務者　仲澤　克昭
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部